

総合計画調査特別委員会報告書

令和4年5月19日

宇都宮市議会議長 熊本和夫様

総合計画調査特別委員会
委員長 小林紀夫

本委員会は、令和3年10月1日の本会議において設置され、「第6次総合計画について」の調査研究を行ってまいりましたが、このたび調査を終了いたしましたので、その経過と結果について次のとおり報告いたします。

委 員 名 簿

(令和4年5月19日現在)

総合計画調査特別委員会

委員長	小林 紀夫	副委員長	駒場 昭夫
委員	茂木 祐佳里	委員	平松 明夫
同	原 千鶴	同	天谷 美恵子
同	岡本 源二郎	同	今野 哲也
同	菅原 一浩	同	保坂 栄次
同	遠藤 信一	同	出井 昌子
同	高橋 英樹	同	成島 隆裕
同	菅野 大造	同	長谷川 武士
同	矢古宇 芳一	同	柴田 賢司
同	内藤 良弘	同	黒子 英明
同	久保井 永三	同	中塚 英範
同	小平 美智雄	同	郷間 康久
同	村田 雅彦	同	高橋 美幸
同	篠崎 圭一	同	山崎 昌子
同	金崎 芙美子	同	馬 上 剛
同	今井 政範	同	福田 久美子
同	福田 智恵	同	今井 恭男
同	渡辺 通子	同	金沢 力
同	渡辺 道仁	同	岡本 芳明
同	塚田 典功	同	鎌倉 三郎
同	舟本 肇		
	(令和4年3月24日辞任)		
同	宇梶 哲		
	(令和4年4月8日逝去)		

第1分科会

会長	山崎昌子	副会長	福田智恵
委員	茂木祐佳里	委員	天谷美恵子
同	岡本源二郎	同	菅原一浩
同	菅野大造	同	長谷川武士
同	中塚英範	同	篠崎圭一
同	馬上一剛	同	駒場昭夫
同	渡辺通子	同	渡辺道仁

第2分科会

会長	小平美智雄	副会長	成島隆裕
委員	平松明夫	委員	成原千鶴
同	今野哲也	同	出井昌子
同	矢古宇芳一	同	黒子英明
同	久保井永三	同	郷間康久
同	高橋美幸	同	金崎芙美子
同	鎌倉三郎		

同 宇梶 哲
(令和4年4月8日逝去)

第3分科会

会長	村田雅彦	副会長	内藤良弘
委員	保坂栄次	委員	遠藤信一
同	高橋英樹	同	柴田賢司
同	今井政範	同	福田久美子
同	今井恭男	同	金沢力
同	小林紀夫	同	岡本芳明
同	塚田典功		

同 舟本 肇
(令和4年3月24日辞任)

目 次

I 調査の経過 ----- 1

- 1 委員会の開会
- 2 第1～3分科会の開会

II 提 言 ----- 5

付託調査事項：第6次総合計画について

- 1 子育て・教育・学習分野について ----- 6
- 2 健康・福祉・医療分野について ----- 1 3
- 3 魅力・交流・文化分野について ----- 1 8
- 4 産業・環境分野について ----- 2 3
- 5 安心・協働・共生分野について ----- 2 9
- 6 都市空間・交通分野について ----- 3 6
- 7 総務分野について ----- 4 2
- 8 計画全般に関することについて ----- 4 3

III む す び ----- 4 4

I 調査の経過

1 委員会の開会

(1) 第1回委員会（令和3年10月1日）

- ・ 議長の招集により開会され、委員会条例第6条の規定に基づいて正副委員長の互選を行い、委員長に小林紀夫議員，副委員長に駒場昭夫議員を選任した。
- ・ 委員会条例第10条の2の規定に基づき，分科会を設置した。

(2) 第2回委員会（令和3年11月29日）

- ・ 第6次宇都宮市総合計画基本計画の改定について，執行部から説明を受け，質疑を行った。
- ・ 今後の進め方について確認した。

(3) 第3回委員会（令和4年5月19日）

- ・ 第1～3分科会からの報告を受け，本委員会の報告書（案）について取りまとめを行った。

2 第1～3分科会の開会

(1) 第1分科会

ア 第1回分科会（令和3年10月1日）

- ・ 議長の招集により総合計画調査特別委員会が開会され，分科会の設置に伴い委員会条例第6条の規定に基づいて正副会長の互選を行い，会長に山崎昌子議員，副会長に福田智恵議員を選任した。

イ 第2回分科会（令和4年1月14日）

- ・ 第6次総合計画基本計画評価の取りまとめのうち，「子育て・教育・学習」分野，「健康・福祉・医療」分野及び「総務」分野について，執行部から説明を受け，質疑を行った。
- ・ 本分科会の調査日程について確認した。

ウ 第3回分科会（令和4年2月8日）

- ・ 第6次総合計画基本計画の改定に向け議会として提案すべき事項等についての意見等を集約した。
- ・ これまでの委員からの意見や執行部からの説明を踏まえ、「子育て・教育・学習」分野及び「総務」分野についての意見交換を行った。

エ 第4回分科会（令和4年2月22日）

- ・ 第6次総合計画基本計画の改定に向け議会として提案すべき事項等についての意見等を集約した。
- ・ これまでの委員からの意見や執行部からの説明を踏まえ、「健康・福祉・医療」分野についての意見交換を行った。

オ 第5回分科会第5回分科会（令和4年4月8日）

- ・ 執行部へ提言すべき事項について総括を行った。

カ 第6回分科会（令和4年4月22日）

- ・ 本分科会の報告書（案）について、取りまとめを行った。

(2) 第2分科会

ア 第1回分科会（令和3年10月1日）

- ・ 議長の招集により総合計画調査特別委員会が開会され、分科会の設置に伴い委員会条例第6条の規定に基づいて正副会長の互選を行い、会長に小平美智雄議員、副会長に成島隆裕議員を選任した。

イ 第2回分科会（令和4年1月13日）

- ・ 第6次総合計画基本計画評価の取りまとめのうち、「魅力・交流・文化」分野及び「産業・環境」分野について、執行部から説明を受け、質疑を行った。
- ・ 本分科会の調査日程について確認した。

ウ 第3回分科会（令和4年2月8日）

- ・ 第6次総合計画基本計画の改定に向け議会として提案すべき事項等についての意見等を集約した。
- ・ これまでの委員からの意見や執行部からの説明を踏まえ、「魅力・交流・文化」分野について意見交換を行った。

エ 第4回分科会（令和4年2月22日）

- ・ 第6次総合計画基本計画の改定に向け議会として提案すべき事項等についての意見等を集約した。
- ・ これまでの委員からの意見や執行部からの説明を踏まえ、「産業・環境」分野についての意見交換を行った。

オ 第5回分科会（令和4年4月8日）

- ・ 執行部へ提言すべき事項について総括を行った。
- ・ 本分科会の報告書（案）について、取りまとめを行った。

(3) 第3分科会

ア 第1回分科会（令和3年10月1日）

- ・ 議長の招集により総合計画調査特別委員会が開会され、分科会の設置に伴い委員会条例第6条の規定に基づいて正副会長の互選を行い、会長に村田雅彦議員、副会長に内藤良弘議員を選任した。

イ 第2回分科会（令和4年1月12日）

- ・ 第6次総合計画基本計画評価の取りまとめのうち、「安心・協働・共生」分野と「都市空間・交通」分野について、執行部から説明を受け、質疑を行った。
- ・ 本分科会の調査日程について確認した。

ウ 第3回分科会（令和4年2月8日）

- ・ 第6次総合計画基本計画の改定に向け議会として提案すべき事項

等についての意見等を集約した。

- ・ これまでの委員からの意見や執行部からの説明を踏まえ、「安心・協働・共生」分野についての意見交換を行った。

エ 第4回分科会（令和4年2月22日）

- ・ 第6次総合計画基本計画の改定に向け議会として提案すべき事項等についての意見等を集約した。
- ・ これまでの委員からの意見や執行部からの説明を踏まえ、「都市空間・交通」分野についての意見交換を行った。

オ 第5回分科会（令和4年4月8日）

- ・ 執行部へ提言すべき事項について総括を行った。

カ 第6回分科会（令和4年4月22日）

- ・ 本分科会の報告書（案）について、取りまとめを行った。

II 提 言

本市では、平成30年3月に第6次宇都宮市総合計画を策定し、基本構想に定めた2050年の将来のうつのみや像である「輝く人の和 つながるまちの環 魅力と夢の輪 うつのみや」の実現に向け、各施策・事業に取り組んでいるところである。

総合計画は、本市の都市経営の最上位の方針であり、市民・事業者・行政などの構成員が一体となってまちづくりに取り組むため、基本的な考え方や目指す将来の姿を示すものであり、その具現化に向けた取組を基本計画に位置づけている。

この基本計画の前期5年が令和4年度に終了することに伴い、本市議会においても、現計画を評価・検証するとともに、市民のニーズや地域の課題を十分に踏まえ、議会として提言すべき事項等を取りまとめるため、令和3年10月に総合計画調査特別委員会（以下「本委員会」という。）を設置するとともに、分野ごとの詳細な調査を行うための分科会を設置し、調査研究を進めてきたところである。

本委員会では、委員間での意見交換等を重ね、今後の基本計画の改定に当たり、本市が取り組むべき効果的・効率的な政策・施策等について取りまとめたところであり、下記に記載の事項の実現に向けて、十分に配慮するよう提言する。

1 子育て・教育・学習分野について

(1) 全ての子ども・若者を健やかに育成する

児童虐待やひきこもり，子どもの貧困，ヤングケアラーなど，子どもや若者，子育て家庭が抱える問題は複雑化・多様化しており，困難を抱える子ども・若者に対する総合的な支援が必要である。

状況に応じた適切な行政サービスにつなぐことができるよう，さらなる支援体制の強化が求められており，また，子どもたちが守られる対象ということだけでなく，個人として主体的に社会参画できるよう取組を推進することが重要である。

第6次総合計画基本計画の改定に当たっては，「子ども・若者の健全育成環境の充実」や「子どもを守り育てる支援の充実」「結婚の希望をかなえる支援の拡充」「安心して妊娠・出産できる環境の充実」「子育て支援の充実」について十分に考慮し，以下に記載の取組を着実に実行・推進していくべきである。

ア 子ども・若者の健全育成環境の充実

施策指標の「自立に向けて環境が改善された青年の割合」は上昇したものの，施策に対する市民満足度に大きな変化はないため，全ての子ども・若者が，家庭や学校以外での対人関係の中で社会性や豊かな人間性を育み，困難に直面したときには支援を求められる居場所づくりや，子ども・若者総合相談センターの拡充，また，相談窓口を身近で分かりやすい場所に設置するなど，子どもや若者が相談窓口に行きやすい工夫することによる取組の実効性の向上など，さらなる取組の充実・強化が必要である。

また，本市には子ども・若者が自由に活動できる場所が少ないため，生きがいを持った活動ができる場の設置・拡充などを推進するべきである。

イ 子どもを守り育てる支援の充実

本市における養育や虐待等に係る相談体制は，一定，整備されているものの，相談までたどり着けないケースもあるため，相談窓口の周知など，

困難に直面した子どもや家庭を相談につなげられる取組の充実を図るほか、困難を抱えている子どもや家庭について、行政側からも状況の把握に努め、伴走支援を行っていくことが必要である。

また、子ども食堂の運営や児童の保護や支援を行うNPOなどの民間団体との連携や活動に対する支援を充実させるとともに、困難に直面した子どもや家庭が孤立することなく、必要な支援が確実に届けられるよう、親と子どもの居場所の拡充を図るべきである。

さらに、栃木県との役割を踏まえながら、将来的な児童相談所の設置についても検討を進めるべきである。

ウ 結婚の希望をかなえる支援の拡充

本市の婚姻件数は減少傾向にあり、施策に対する市民満足度の評価も低いことから、若い世代が結婚や子育てに夢や希望が持てるよう、結婚・妊娠・出産・子育て等に対する切れ目のない支援の充実に取り組むとともに、ICTを活用した結婚に関するセミナーやイベントの開催、個人の価値観や考えを尊重しつつ、気軽に結婚相談ができ相手を紹介してもらえるマッチング認証制度の構築など、出会いの場を創出することが必要である。

加えて、共働き・子育てしやすいまち日本一や保育園入所待機児童ゼロといった本市の強みを多様な手段で周知し、市内在住者同士はもとより、市外、県外在住者との結婚にもつなげられる仕組みを検討・実施することが重要である。

また、今後、コロナ禍の影響による経済的理由から結婚を諦める状況がますます増加するものと考えられることから、ポストコロナ社会を見据えた支援策についても検討するべきである。

エ 安心して妊娠・出産できる環境の充実

本市の出生数は減少傾向にあり、少子化に歯止めがかからない状況が続いているため、安心して妊娠・出産できる環境の充実を図るべく、国の不妊・不育治療に対する支援制度の見直しに合わせ、治療と仕事の両立に向けた支援や様々な相談に対する体制の整備など、不妊症・不育症に対する

総合的支援を充実させるべきである。また、本市の施策・事業を幅広く活用し、妊娠・出産・育児に対する社会的な配慮や働きやすい労働環境づくりを推進するべきである。

また、女性の社会進出が進み、共働き世帯が増加する中、妊娠・出産・育児・家事への女性に対する負担は依然として変わらないことから、男性の育児休暇の取得や家事・育児への参加を推進するとともに、アンコンシヤス・バイアスの解消を促す社会的な機運の醸成が必要である。

オ 子育て支援の充実

施策指標の「子育てに不安や悩みを持つ人の割合」は減少傾向であるものの、施策に対する市民満足度に大きな変化はないことから、子育て負担の軽減が必要であり、育児用品の購入を支援するクーポン事業の実施など、子育て世代の経済的負担の軽減につながる取組を充実させるとともに、子育て家庭が孤立化しないよう、相談窓口の設置や専門家の活用など、支援を強化するべきである。

また、本市の保育園の入所待機児童数は毎年ゼロであり、評価すべき点であるが、希望する園に入所できなかった、いわゆる「隠れ待機児童」の解消には至っていないため、隠れ待機児童数ゼロを目指し、取組の充実・強化を図るべきである。

(2) 確かな自信と志を育む学校教育を推進する

Society5.0の時代が到来し、GIGAスクール構想を皮切りに、児童生徒や教職員を取り巻く教育環境が大きく変化していることから、施策指標をデジタル社会を見据えた内容に見直すとともに、未来の社会で必要とされる知識や能力をどのように学校教育の中で身に付けていくか検討するべきである。

第6次総合計画基本計画の改定に当たっては、「成長の基盤となる知・徳・体の育成」や「未来を生き抜く力の育成」「地域とともにある学校づくりの推進」「教育環境の充実」「多様な児童生徒に応じた指導・支援の推進」「教職員の資質・能力と学校の組織力の向上」「幼児教育の推進」「高校、高

等教育の充実・支援」について十分に考慮し、以下に記載の取組を着実に実行・推進していくべきである。

ア 未来を生き抜く力の育成

次代を担う子どもたちが社会に出た際には、自らの言葉で自分の道を切り開く能力が求められるため、人間力の強化やたくましさの育成こそが必要であることから、自由に意見を発表し合う授業の実施など、自己の意思表示や対人関係の強化につなげる教育やアクティブ・ラーニングを活用した探究学習を推進することが必要である。

イ 地域とともにある学校づくりの推進

教育活動や学校運営の充実に当たっては、学校だけではなく、家庭や地域、企業等との連携が重要であり、魅力ある学校づくり地域協議会はもとより、子どもの家や放課後子ども教室などの運営主体との連絡・調整体制を整備するなど、連携を強化する必要がある。

ウ 教育環境の充実

新型コロナウイルス感染症への対応等により、ICTの利活用が著しく進展していることから、GIGAスクール構想の実現による効果的な学びや指導の充実強化を図るとともに、デジタル教科書やオンライン学習の活用を推進していくことが肝要である。

あわせて、デジタル社会における情報モラル、情報リテラシー等の教育も重要になることから、児童生徒、保護者等に対する指導の充実についても取り組むべきである。

エ 多様な児童生徒に応じた指導・支援の推進

本市における不登校者は全国平均に比べ高く増加傾向にあることを踏まえ、その対応の強化を図るためには、不登校のサインや理由の早期発見・早期対応が重要であり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用や、メール、SNS等による相談窓口の拡大、地域の有識者や

民間フリースクールなど学校外部とのさらなる連携の推進など、児童生徒、保護者に対するきめ細かな支援を充実させ、誰一人取り残すことのない教育環境を整備・推進する必要がある。

また、外国にルーツがある児童生徒も増えており、保護者へのアプローチも含めた配慮についても課題認識を持ち、施策を講じる必要があるとともに、特別支援教室の推進やインクルーシブ教育のさらなる充実、障がいがある子どもの自立と社会参加を目指した取組の強力な推進に加え、LGBTQへの配慮にも視点を置くなど、児童生徒の多様性に応じた指導・支援の充実が必要である。

オ 教職員の資質・能力と学校の組織力の向上

今後、小学校教科担任制が導入されることに伴い、教職員が不足することが懸念されることから、地域の人材を教育の現場に活用できる新たな仕組みを構築するなどし、学校教育における組織力向上に努める必要がある。

カ 幼児教育の推進

第6次総合計画基本計画における幼児教育の推進に係る内容が施設や体制に関するものが中心となっているため、幼児教育の重要性を認識し、基本的な人間形成や基礎的な素養の育成といった教育にも注力した内容の充実を図るべきである。

キ 高校、高等教育の充実・支援

本市で行っている返還免除型の奨学金は対象が絞られており、制度の拡充を検討するべきである。また、施策指標である「奨学金貸付基準を満たす希望者のうち、貸与を受けることができた人の割合」が計画当初から目標値である100%で推移していることから、さらなるニーズの掘り起こしに取り組む必要がある。

(3) 生涯にわたる学習活動を促進する

生涯学習に対する利用者ニーズの多様化や新型コロナウイルス感染症の影響

響による学習形態の変容等への柔軟な対応が求められていることに伴い、各種講座の充実やオンラインを活用した非参集型の講座の開催など、ウィズコロナ社会、ひいてはポストコロナ社会を見据えた取組を充実させることが必要である。

第6次総合計画基本計画の改定に当たっては、「自己を磨き社会を支える学習の推進」や「学校・家庭・地域が相互に連携・協働した教育活動の充実」「学んだ成果を生かした活動の推進」について十分に考慮し、以下に記載の取組を着実に実行・推進していくべきである。

ア 自己を磨き社会を支える学習の推進

生涯学習センターにおいて開催される各種講座などは昼間の開催が多く、働く世代でも参加しやすい開催日時の設定や開催された講座のユーチューブ等を活用した配信など、誰もが気軽に時間や場所にとらわれず学習できる手法を取り入れる必要がある。また、デジタル化など社会環境の変化に伴う利用者ニーズに対応できるよう生涯学習センターや地域コミュニティセンター等におけるWi-Fiの利用など、通信環境の整備も重要である。

また、昨今、リカレント教育が推進されていることを鑑み、市内の大学との連携や宇都宮市民大学の取組を推進し、社会人の学び直しの機会の拡充を図るべきである。

さらに、高等学校中途退学者は、退学を機に学校を通じた進路選択に関する情報が得にくくなり、社会との接点が失われる可能性が高いことから、新たに就学や学習機会の場に導くなど、中途退学者への支援に取り組む必要がある。

イ 学んだ成果を生かした活動の推進

当該項目については、学習活動の支援に関わる活動者数の推移からも、一定、取組は進んでいると考えられるが、今後は、学習活動を支援する人材と、そういった人材を求める団体等とのマッチングに注力し、取組の実効性を高めるべきである。

(4) 誰もが生涯を通じてスポーツを楽しむ社会を実現する

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会の開催や、3 x 3などの国際大会の誘致などによるスポーツ観戦環境の充実等により、ひとり1スポーツの機運が高まっている中、誰もが生涯を通じてスポーツを楽しむためには、スポーツに親しむきっかけづくりとともに、継続してスポーツに取り組んでももらうことが重要である。

スポーツに親しむきっかけとしては、中学校での部活動など、子どもの頃の体験が大変重要であり、部活動が継続して行われるよう教職員の負担軽減や地域のスポーツ団体と連携した部活動の推進を市全域で進めていくことが重要である。

また、継続してスポーツに取り組んでももらうためには、行政だけでなくスポーツ少年団やスポーツ教室を開催する民間企業などとの連携の推進が求められる。

第6次総合計画基本計画の改定に当たっては、「ライフステージ等に応じたスポーツ活動の推進」や「スポーツ活動環境の充実」「スポーツを支える人材の育成・団体の活性化」について十分に考慮し、以下に記載の取組を着実に実行・推進していくべきである。

ア ライフステージ等に応じたスポーツ活動の推進

全ての市民が気軽にスポーツに親しむことができる社会の構築のためには、スポーツの価値を実感できる環境づくりが必要である。

特に、障がい者のスポーツ参加のハードルはまだ高く、障がい者がスポーツに参加する際の補助機能を果たす人材の育成やユニバーサルデザインをはじめとした施設整備を推進する必要がある。

また、子どもたちが様々なスポーツに出会う機会を提供し、世界で輝くトップアスリートの輩出を目指す「とちぎ未来アスリートプロジェクト」では、スポーツのクラブチームによる子どもたちへの個別指導が行われており、栃木県との連携も重要である。

イ スポーツ活動環境の充実

スポーツの活動環境の充実に向けては、ソフト・ハード両面の総合的な施策の充実を図る必要があり、身近な場所で運動機会を確保できる環境の整備や運動機能の低下が懸念される子どもの体力向上を図るための幼児期からの継続した運動習慣の促進などの取組が重要である。

また、昨今、スケートボードやBMX、クライミング等のアーバンスポーツが注目され、今後、競技人口の増加が見込まれることから、NCCの形成に合わせ、地域要望等を踏まえながらアーバンスポーツの需要に対応した都市公園及びスポーツ施設などの整備を推進する必要がある。

ウ スポーツを支える人材の育成・団体の活性化

スポーツ少年団など本市のスポーツ団体においては、現状、指導者個人の熱意や使命感に支えられている部分が多いことから、持続的な指導者の確保のため、スポーツ団体に対する後継指導者の育成のための効果的な支援が必要である。

2 健康・福祉・医療分野について

(1) 健康づくりと地域医療を充実する

生涯にわたり尊厳を持った生活を維持するためには、健康寿命の延伸が重要であり、体の健康はもとより、孤立化などによる心の健康にも配慮することが重要である。

第6次総合計画基本計画の改定に当たっては、「健康づくりの推進」や「地域医療体制の充実」について十分に考慮し、以下に記載の取組を着実に実行・推進していくべきである。

ア 健康づくりの推進

本市においては、特定健康診査の受診率は向上しているものの、他の中核市と比較するとその率は低いことから、未受診者に対する受診勧奨や個人事業主、農林業者、専業主婦などにターゲットを絞った受診率向上策などを推進し、受診率を高めていく必要がある。

また、健康ポイント事業のさらなる推進、ウォークアブルなまちづくりなどと連携したフレイル予防の充実・強化にも積極的に取り組み、健康づくりの定着・促進を図るべきである。

さらに、子どもの頃から自らの健康に関心を持つよう、ヘルスリテラシーを学ぶ機会を提供し意識の醸成を図ることも重要である。

イ 地域医療体制の充実

超高齢社会の進行により、高齢者人口や要介護人口の増加が進む中、医療供給体制の整備は喫緊の課題であり、老朽化する夜間休日救急診療所や健診センターの施設・機能について、将来的な在り方を検討する必要があることから、三師会や医療保険事業団との連携のもと、地域共生社会の中核となる機能を備えた拠点整備を推進する必要がある。

また、一次、二次救急医療体制の確保にも継続して取り組むとともに、看護学校への支援も充実させ、超高齢社会を迎えても市民が安心して地域医療サービスを受けられる体制づくりを推進することが肝要である。

さらに、新型コロナウイルス感染症など不測の事態に臨機応変に対応できるよう日頃からシミュレーションを行い、行政においてもバックアップ体制を整えておく必要がある。

(2) 高齢期の生活を充実する

高齢者人口の増加による2025年、2040年問題が間近に迫る中、健康寿命の延伸や地域医療、包括的な相談支援体制の構築など課題が山積しており、高齢者をはじめ、障がい者や子どもなど、分野を超えた相談を包摂的に対応できる社会の構築が必要である。

高齢期の生活を充実させるには、地域での支え合いが必要不可欠であり、そのためには高齢者同士、お互い顔が見え、気軽に話せる交流関係の構築は必須であり、保健福祉分野と市民まちづくり分野との密接な連携や地域それぞれの特性を把握できる地域別データ分析の活用による効果的な施策が必要である。

第6次総合計画基本計画の改定に当たっては、「支え合いによる高齢者の日

常生活の充実」や「高齢者の生きがいつくりの推進」「地域包括ケアシステムの構築・推進」について十分に考慮し、以下に記載の取組を着実に実行・推進していくべきである。

ア 支え合いによる高齢者の日常生活の充実

超高齢社会の進展において、認知機能の低下や虐待、消費者被害等が社会問題となっている中、成年後見制度のニーズは年々増加する傾向にあるが、制度の利用に至るまでの判断が難しく、専門的なサポートが必要であることから、社会福祉協議会などの関係機関との協議を進め、中核機関の設置を早急に検討し、地域における権利擁護の実現につなげるべきである。

また、増加する認知症高齢者への対応は喫緊の課題であり、認知症初期集中支援チームの活動がより一層求められるとともに、認知症カフェなどのコミュニティーの場を創出し、認知症の方が地域で暮らしていけるまちづくりを推進するべきである。

イ 高齢者の生きがいつくりの推進

高齢者にとって、人とのつながりや社会活動への参加は生きがいにつながるものと考えられるため、高齢者が仕事やボランティアなどに参加しやすい仕組みの構築が求められる。

ウ 地域包括ケアシステムの構築・推進

現在の地域包括ケアシステムにおける第2層協議体の取組の積極的な推進はもとより、第2層協議体で提起された課題を吸い上げ、市の施策に生かせるよう第1層協議体の機能強化が重要である。

また、地域共生社会の実現に向けては重層的、包括的なケア体制の構築が必要であり、高齢者をはじめ、障がい者や子どもなどの分野を超えた相談を包括して対応するシステムの構築が必要であることから、既存の地域包括支援センターの在り方を見直し、共生型の地域包括支援センターの設置を検討するべきである。

(3) 障がいのある人の生活を充実する

インクルーシブ社会の広まりにより、障がいへの理解を深めようという動きがある中、障がい者の社会的な自立や安定した生活の確保に向けては、多様化・複雑化する課題への対策強化が必要である。

障がい者のライフステージや家庭状況に応じて、複数の部局や支援制度の連携が必要となることから、その成長に合わせて適切な支援を継続して受けられる体制の強化に取り組む必要がある。

第6次総合計画基本計画の改定に当たっては、「障がい者の社会的自立の促進」や「障がい者の地域生活支援の充実」について十分に考慮し、以下に記載の取組を着実に実行・推進していくべきである。

ア 障がい者の社会的自立の促進

障がい者が安心して自活に取り組み、社会的に自立できるよう促進するためには、就労支援策のさらなる充実が必要であり、就労した障がい者の賃金の引上げ対策のほか、福祉事業所で作ったものを販売する売場の確保など販路拡大への支援を充実させるとともに、障がい者と農業を結ぶ農福連携の推進にも取り組むべきである。

加えて、就労先の事業所が障がいの特性等について相談できる体制を整備し、障がいに対する事業者の理解を深めるとともに、障がい者雇用についての市民理解を促進し、事業者の障がい者雇用を推進することで継続的な就労につなげていくことも重要である。

イ 障がい者の地域生活支援の充実

障がいの種類や程度は個人によって大きく異なるため、支援を手厚くすることはもとより、家族や周りの人の理解を促進することが大変重要であることから、障がいの特性や受けられる福祉サービスなどについて相談できる体制を充実・強化するとともに、障がい者本人が親亡き後も自立して生活できるよう、障がいの種類・程度に応じたグループホームの増設を推進するべきである。

また、増加傾向にある医療的ケア児については、障がい児として捉えな

いケースもあり、支援のはざまとなっていることから、支援の手が届くよう体制の充実を図るべきである。

(4) 身近な地域の福祉力を高める

住み慣れた地域において、共に支え合いながら安心した生活を送るためには、身近な地域の福祉力を向上させることが重要であり、複雑化・複合化する課題に対応できる重層的な取組が求められている。

第6次総合計画基本計画の改定に当たっては、「福祉のこころをはぐくむ人づくりの推進」や「安心して暮らせる福祉基盤の充実」「共に支え合う地域社会づくりの推進」について十分に考慮し、以下に記載の取組を着実に実行・推進していくべきである。

ア 福祉のこころをはぐくむ人づくりの推進

福祉の心を育む人づくりが推進されていくためには、家庭や学校において、ボランティア活動やインクルーシブ教育などを通じた優しさを育む教育の充実が必要である。

また、本市の福祉行政について、市のみならず市民を巻き込んだ議論を進めることも重要である。

イ 安心して暮らせる福祉基盤の充実

孤立やひきこもりの長期化などの社会問題や、高齢化、貧困など家庭で抱える問題は多岐にわたり、加えて、ヤングケアラーや虐待など、市民の複雑・多様化する問題は枚挙にいとまがない。そのため、相談窓口の一本化や個々のケースに応じた支援のコーディネートなど、総合的な相談体制を充実させることが必要であるとともに、支援に関わる民間団体等との連携を強化し、本人や家族の状況に応じた重層的な支援につなげる仕組みづくりが求められる。

また、ユニバーサルデザイン化をより一層促進し、誰でも使いやすい施設となるよう整備を促進するべきである。

ウ 共に支え合う地域社会づくりの推進

高齢者はもとより、障がい者や子どもなどへの支援において、重層的な連携が推進されるよう、地域の多様な関係者によるプラットフォームを構築するとともに、地域食堂やサロンなど世代を超えて交流できる居場所づくりなどの環境整備や、コミュニティナースの育成、健康・医療・福祉に関わる事業への支援の拡充が必要である。

また、地域コミュニティーの創出や、医療と地域コミュニティーなどの社会資源をつなげる役割として、リンクワーカーの重要性が高まっていることから、本市独自にリンクワーカーを制度化するなど、地域の実情や生活実態に即した医療・介護・地域との連携強化を図り、社会的処方推進することが肝要である。

3 魅力・交流・文化分野について

(1) 都市ブランドの確立と更なる魅力を創出する

都市ブランドの確立と更なる魅力を創出するためには、本市の魅力を効果的に周知する取組や、大谷地域におけるにぎわいと交流の拡大など、地域資源を生かした施策が必要である。

また、その実施においては、新型コロナウイルス感染症の影響による社会の変化に応じたマーケティングに取り組む必要がある。

第6次総合計画基本計画の改定に当たっては、「都市ブランド戦略の推進」や「移住・定住の促進」「都市の魅力の発掘・創出・ブラッシュアップ」「観光地・大谷の地域活性化の推進」について十分に考慮し、以下に記載の取組を着実に実行・推進していくべきである。

ア 都市ブランド戦略の推進

本市の都市ブランド戦略の推進において、住みよさや子育て環境などは、向上が図られているが、都市ブランドという付加価値につなげられていないため、ターゲットに応じた情報の接触機会の拡充に継続して取り組み、効果的に本市の魅力を多様な世代に認知してもらう必要がある。

また、感染症拡大後の社会環境の変化に伴い、観光客などが直接来訪できない状況を考慮して、世界的な都市ブランドイメージの構築に当たっては、デジタルを活用した効果的なイメージ戦略を推進していくべきである。

イ 移住・定住の促進

20歳代を中心とした若年層の東京圏への転出が超過していることから、切れ目のない伴走型の子育て支援や、暮らしを応援するような施策の充実、効果的な周知により、「暮らしていくなら宇都宮」と思われるようなPRをしていくべきである。

また、特に女性の転出が多く、20～40歳の女性の人口割合が少ないことから、女性にとって魅力のある企業を誘致していくとともに、女性の声をもっと施策に反映していくことで、女性の移住・定住を促進していくべきである。

さらに、新型コロナウイルス感染症を契機として、働き方や暮らし方が大きく変化していくことが予想されることから、それらの変化を的確に捉え、移住・定住のマーケティングに取り組んでいく必要がある。

ウ 都市の魅力の発掘・創出・ブラッシュアップ

本市においては、スポーツを通じた地域・経済の活性化に成功していることから、蓄積したノウハウを音楽・芸術などの分野にも活用し、相互的な充実を図っていく必要がある。

また、新型コロナウイルス感染症の影響下における年代別来訪目的の調査結果によると、観光客の中には、歴史文化資源を目的にするという数値が高い年代もあることから、総合計画においても文化的な施策を拡充させていくべきである。特に、歴史文化資源の魅力を磨き上げることにより、観光はもとより、定住につながることも期待できることから、本市ゆかりの百人一首をはじめとする歴史的資源を最大限有効活用していくべきである。

さらに、都市の魅力度を向上させていくためには、本市の住みやすさ、子育てのしやすさなど、高い評価実績を前面に押し出していくべきである。

エ 観光地・大谷の地域活性化の推進

観光拠点の中核となる大谷地域は、本市の重要な地域資源であることから、さらなる活性化のため、事業者にとってより魅力的な環境の整備や、大谷地域の潜在的な価値をより高めることができる事業者との連携を図り、民間事業者の参入を想定した拠点整備を計画的に推進するとともに、芸術祭の開催や、森林サービス産業の創出、ガストロノミーツーリズムなど、周辺環境を活用したソフト事業の充実を図り、にぎわいと交流の拡大を図るべきである。

また、大谷石づくりの建造物等の件数など大谷地域に関連する広域的なデータを収集・分析・活用し、大谷地域のさらなる振興や活性化を図っていくべきである。

(2) 個性豊かな観光と交流を創出する

個性豊かな観光と交流を創出するためには、宇都宮らしさを生かした観光資源の活用や交通利便性の向上等のおもてなしなど、感染症拡大後、変化が見られる観光客のニーズに対応した施策が必要である。

第6次総合計画基本計画の改定に当たっては、「戦略的観光の推進」や「おもてなしの充実」について十分に考慮し、以下に記載の取組を着実に実行・推進していくべきである。

ア 戦略的観光の推進

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、インバウンド需要が激減し、観光客のマインドも近場の観光にシフトするなど、観光・交流の志向に変化が見られることから、ポストコロナ社会の身近な観光拠点として、東京圏に近い本市の地理的な優位性を生かし、開業を予定している宇都宮駅東口交流拠点施設におけるMICEの推進や、地域観光資源への誘導を図り、交流人口を拡大・定着させる必要がある。

さらに、観光入込客数の減少が見られることから、宇都宮らしさを生かした週末農業などの体験活動の機会を創出するとともに、現在、再整備を

進めている中央卸売市場は、観光客の関心を引く食の拠点・宝庫であることから、誰もが訪れやすい道の駅のような機能や外観を整備するなどし、新たな観光資源を創出していく必要がある。

また、新型コロナウイルス感染症の影響下における年代別訪問目的の調査結果によると、歴史・文化施設を目的とする来訪者が多いことから、市中心部に本市の歴史や文化、魅力を発信する機能を持った施設を設置するなどし、市のブランドを積極的に発信していく必要がある。

イ おもてなしの充実

来訪者の満足度向上のためには、本市を訪れた際、最初に交流を持つタクシー等の交通事業者や飲食店、販売店における接遇が重要となることから、これまで開催した国際的なスポーツイベントやデスティネーションキャンペーンで得た様々な経験を生かし、おもてなしの磨き上げを図っていくとともに、来訪者が各地域の観光地へ行きやすいよう、公共交通の利便性の向上や交通網の整備など、交通環境を整える必要がある。

(3) 暮らしに息づく文化の創造・活用を推進する

暮らしに息づく文化の創造・活用を推進するためには、気軽に文化に触れられる機会の創出や文化に携わる人材・団体への支援が重要である。

また、文化施策を評価・分析するに当たっては、芸術文化、歴史文化、生活文化などの定義や体系を整理し、分野に応じた支援に取り組んでいくべきである。

第6次総合計画基本計画の改定に当たっては、「文化活動の充実」や「文化の創造・継承、保存・活用」について十分に考慮し、以下に記載の取組を着実に実行・推進していくべきである。

ア 文化活動の充実

文化活動の充実を適切に評価し、今後の施策につなげていくためには、市民一人一人がどれだけ文化に関わっているのかを把握していくことが重要であるため、地区市民センターなどにおける文化に関わる講座や研究会

の活動実態や、文化に触れ合う機会を提供する市の事業数など、文化の意識醸成に係る実態を把握していく必要がある。

また、さらなる文化振興に向け、感染症の影響を最小限にとどめ、安心して文化芸術活動が行える環境を整備するとともに、他市においては、年中無休で24時間利用可能な文化施設もあるため、本市においても、そのような事例を参考に、従来の枠にとられない環境の整備に取り組んでいくべきである。

また、市民100人当たりの市立美術館入場者数は中核市平均を下回っていることから、文化を身近に感じてもらうため、新たな形で文化の発信ができる施設の設置など、市民がもっと気軽に文化に触れることができるよう検討していくべきである。

イ 文化の創造・継承，保存・活用

文化の継承については、感染症の影響による市民の文化活動の縮小などにより、文化を守り、伝える継承者不足が加速化しているため、人材・団体の育成や支援に取り組むとともに、子どもの頃からジャズや大谷石などの文化や地域資源に触れることができる機会を充実させ、次世代への文化継承につなげていく必要がある。

特に、令和元年に日本遺産登録された大谷石文化については、文化資源の保存・活用や、情報発信などの取組を行っているが、文化を支える専門的人材の高齢化や不足により、将来が危ぶまれるため、人材確保や育成に向けた取組を進めていく必要がある。

文化財の保存については、指定文化財の大半を個人・民間が所有しており、貴重な歴史文化資源が滅失・散逸しないよう適切に維持・保存する必要があることから、市民遺産制度の積極的な活用を推進すべきである。

また、各地域の歴史や文化については、本市への合併に伴い、地域の独自性が希薄になっていることもあるため、各地域の歴史・文化の発信や、活動を行う拠点などを充実させていく必要がある。

さらに、本市の歴史文化資源の価値や魅力を最大限引き出し、資源を生かして地域を活性化していくためには、宇都宮の歴史・文化を魅力向上に

つなげるためのさらなる意識醸成や、埋もれている価値の創出に向けた調査・研究、観光と連携した魅力向上に向けた多様な主体による保存・活用を推進していくことが重要である。

4 産業・環境分野について

(1) 地域産業の創造性・発展性を高める

地域産業の創造性・発展性を高めるためには、society5.0の推進や感染症拡大の影響による社会経済環境の変化に適切に対応するとともに、宇都宮サテライトオフィスを活用した東京圏からの企業誘致・人材確保などの施策の充実が重要である。

第6次総合計画基本計画の改定に当たっては、「地域特性を生かした産業集積の促進」や「新規開業・新事業創出の促進」「就労・雇用対策の充実」について十分に考慮し、以下に記載の取組を着実に実行・推進していくべきである。

ア 地域特性を生かした産業集積の促進

感染症の影響により消費動向の大幅な変化が見られ、産業界においては、eコマースの拡大に伴う物流拠点の充実やカーボンニュートラルの実現に向けた産業変革が求められているため、産業ニーズに的確に対応できる産業用地の確保に取り組むとともに、宇都宮サテライトオフィスを活用し、東京圏企業を積極的に誘致することで、産業集積につなげていくべきである。

イ 新規開業・新事業創出の促進

将来にわたり本市経済を牽引する企業の増加に向け、新産業や起業家の育成・経営安定化支援を充実させるとともに、環境対応や新技術の進展により大幅な事業形態の変更を余儀なくされる企業の増加も予測されることから、産業変革に向けた事業転換への支援策を充実させる必要がある。

特に、カーボンニュートラルの実現に向けては、脱炭素化に資する設備

投資や新たな技術開発，業態転換などに取り組む中小企業・小規模事業者に対する支援策を検討すべきである。

また，society5.0の推進に求められるソフト開発などのデジタル技術の充実に向けては，それらを支える企業・人材の確保が必須であることから，産学官金の連携によるイノベーションの創出やベンチャー企業の発掘・育成に積極的に取り組んでいく必要がある。

ウ 就労・雇用対策の充実

若い世代の東京圏への転出超過が続いている一方，感染症拡大の影響により地方回帰の機運の高まりが見られることから，若者や女性にとって魅力ある産業の誘致・育成や，U J I ターンの促進などの就労支援策のより一層の強化が必要である。

さらに，安定した雇用環境を維持するため，企業の経営基盤の確立に向けた経済支援や，中小企業・小規模事業者の創造性を高めるための補助制度や税制支援の強化を図る必要がある。

また，今後の社会経済環境の変化に対応した人材確保がますます重要となることから，女性デジタル人材の育成や，東京圏からの多様な人材の確保に向けた就労・雇用と移住・定住が一体となった対策の充実が必要である。

(2) 商工・サービス業の活力を高める

商工・サービス業の活力を高めるためには，急速に進展するデジタル技術を活用し，経済活動のニーズに対応していく必要があり，特に中小企業・小規模事業者への先進技術の導入支援や人材育成に係る環境整備が重要である。

また，安定した経営基盤の確立のため，円滑な事業承継を支援できるよう，栃木県事業承継・引継ぎ支援センターや国の事業承継・引継ぎ補助金などの積極的な活用を促すべきである。

第6次総合計画基本計画の改定に当たっては，「魅力ある商業の振興」や「安定した経営基盤の確立」「中小企業の経営・技術革新の促進」について

十分に考慮し、以下に記載の取り組みを着実に実行・推進していくべきである。

ア 魅力ある商業の振興

中心市街地の空き店舗対策について、これまで補助金の活用を中心に進めてきたが、今後は、これまでの取組に加えて、L R T 西側延伸を見据え、様々な主体の理解を得ながら、事業者等と都心部まちづくりビジョンの共有を図ることで、魅力的なまちづくりを推進する店舗誘致につなげていくべきである。

イ 安定した経営基盤の確立

産業の空洞化や市場の減少はもとより、跡継ぎ問題を背景に中小企業の減少傾向が続いているため、栃木県事業承継・引継ぎ支援センターや国の事業承継・引継ぎ補助金などの積極的な活用を促すとともに、技術者や職人の育成につなげ、中小企業の事業承継を支援する必要がある。

また、感染症による経済活動への影響は収束の見通しが付かず、中小企業への継続的な支援が求められているため、産業や業態の特性に応じた事業継続支援策を行うとともに、県の中小企業振興条例の理念を十分に尊重しつつ、市の中小企業応援プランの内容を充実させ、本市経済の維持・継続に必要となる対策を、きめ細やかに実施していく必要がある。

ウ 中小企業の経営・技術革新の促進

急速に進展するICTは、ビジネスモデルの変革や生産性の向上に不可欠であるが、中小企業・小規模事業者を中心に技術の導入に遅れが見られること、また、ポストコロナ社会においては非対面・非接触型などの経済活動のニーズへの対応が求められることから、業種や業態、企業規模にかかわらず、先進技術を活用できる環境が必要となる。

そのため、高度化設備機器の導入に向けた支援やICT利活用の促進に向けた補助制度の拡充、栃木県産業振興センターとの連携などにより、先進技術の導入に向けた支援を充実させるとともに、導入による改善事例を

積極的に周知することにより、中小企業・小規模事業者のイノベーションの創出を促進する必要がある。

(3) 農林業の生産力・販売力・地域力を高める

農林業の生産力・販売力・地域力を高めるためには、今後、高齢化に伴う離農者のさらなる増加が見込まれることから、新規就農者、担い手の確保・育成に係る取組の充実が重要である。

また、社会動向に対応して、環境にも農業者にも優しい、持続可能な農業への転換が必要であることから、先進技術の導入や人材育成、助成制度の創設などの支援のほか、消費者の理解促進など、農業者が環境調和型農業に取り組むことができるような環境整備が求められる。

第6次総合計画基本計画の改定に当たっては、「農林業を支える担い手の確保・育成」や「農林業経営を支える生産体制の強化」「生産者と消費者を結ぶ流通・販売戦略の強化」「環境と調和した農林業の推進」について十分に考慮し、以下に記載の取り組みを着実に実行・推進していくべきである。

ア 農林業を支える担い手の確保・育成

認定農業者数は増加しているものの、今後、高齢化に伴う離農者のさらなる増加が見込まれることから、医療・福祉・食料分野や移住・定住施策との連携など、効果的な施策をさらに推進するとともに、子どもの頃から農業の魅力を感じられるよう、学校教育の中で農業に触れる機会を創出していき、農業の担い手の確保・育成に取り組んでいくべきである。

また、農業経営形態の多様化が進んでいる中、認定農業者の推移や動向のみならず、本市が推進する地域集積型農業についての視点や新規就農者数、離農者数の評価・分析が必要であるため、農業の支え手・守り手の実態や目標数を評価指標に加えるとともに、生産力の原点指標である農業従事者数や就農、離農の現状を公表・分析するべきである。

イ 農林業経営を支える生産体制の強化

農家が使用する農業機械は非常に高価で、使用できる年限も短く、個人

での購入には大きな負担感があり、本市では、令和3年度から、小規模農家に対しても共同購入の支援を始めていることから、農業機械の購入に係る支援策の積極的な周知啓発を行い、生産体制の強化につなげていくべきである。

また、生産コストの抑制や販売価格暴落等のリスク低減のため、各農業者が多様な農産物を生産する体制から、生産する品目を集約・集中させることで生産性を高めるとともに、全体の需要を踏まえ、生産量を適切に管理するなど、マーケティングに基づく生産体制の構築も重要である。

ウ 生産者と消費者を結ぶ流通・販売戦略の強化

本市の流通・販売戦略を強化するためには、農産物直売所の件数や取扱品目、販売実績等を正確に把握するとともに、インターネット販売に取り組む農家の数や流通形態を把握し、その動向分析から消費者ニーズを捉えた目標を設定する必要がある。

また、学校給食との連携を図ることで、地産地消の推進や、安定した販売経路の確保が可能となることから、子どもたちの食の安心・安全を高めるとともに、市内の農産物の流通・販売戦略を強化すべきである。

エ 環境と調和した農林業の推進

環境と調和した農林業の推進について、適切に評価し、施策を展開していくため、エコファーマーの市内認定者数や持続性の高い循環型の農業に取り組む農業者の戸数、形態を正確に把握し、その推移から環境調和型農林業の推進目標を設定するとともに、SDGsの達成に寄与する農業分野の取組を検討し、新たな指標を設けるべきである。

また、令和3年に国の「みどりの食料システム戦略」が打ち出され、農林業におけるカーボンニュートラルの取組や、有機農業の推進について方向性が示されたことから、本市においても、新規就農者や農業の担い手に対する、有機農業の推奨などに取り組むべきである。

また、新たな有機農業が推進されたが、有機JAS認証には、厳格な基準の達成など大きな負担や課題があるため、技術開発や人材育成、助成制

度の創設のほか、消費者の理解促進などにより、持続可能な農業を推進し、あわせて、環境にも農業者にも優しい持続可能な農業に転換していくため、ソーラーシェアリングや耕作放棄地でのソーラー活用の検討など、温室効果ガス排出を減少させる農業の方向性を示していくべきである。

民有林については、順調に整備が進んでいるが、高齢化による農業従事者の減少や担い手不足により、耕作放棄地の増加が懸念されるため、近年の健康志向の高まりや、食の安全に対する消費者ニーズの変化に伴って増加している新規就農希望者に対する農地の貸付制度など、農地利用に有効的な仕組みづくりが求められる。

(4) 環境への負荷を低減する

環境への負荷を低減するためには、カーボンニュートラルの実現に向け、市民・企業の環境配慮行動を深化させていく必要がある。特に、家庭では、CO₂排出量、ごみ排出量ともに増加傾向であることから、環境配慮行動の実践や、環境保全に対する市民意識の醸成が重要である。

第6次総合計画基本計画の改定に当たっては、「地球温暖化対策の推進」や「ごみの発生抑制、資源の循環利用の推進」「生物多様性の保全」について十分に考慮し、以下に記載の取組を着実に実行・推進していくべきである。

ア 地球温暖化対策の推進

本市では、2050年に二酸化炭素実質排出ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言したところであるが、環境保全活動や地球温暖化対策のさらなる推進のため、気候変動に対して強い危機感を持ち、市民・事業者に向けて、CO₂排出抑制を促していくべきである。

カーボンニュートラルの実現に向けては、市民・企業の環境配慮行動を深化させていく必要があるため、再生可能エネルギーの継続的な普及促進や、次世代技術を活用した省エネルギー化の推進、環境配慮型モビリティの導入支援などの施策を充実させるなど、モデル事業の展開や周知啓発活動の強化に取り組むべきである。

また、家庭からのCO₂排出量が増加していることから、EV車の普及促

進のほか、自転車などの環境配慮型交通の利用についても、さらに推進していくとともに、本市中心部では、ヒートアイランド現象が確認されており、100年で2度の温度上昇も見られることから、適切な冷房の使用・温度設定や、都市緑化等の取組を推進していくべきである。

イ ごみの発生抑制、資源の循環利用の推進

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律等に基づく対策の強化や、生ごみの資源化、ドギーバッグの活用、量り売りの促進など、さらなる資源循環とごみの発生抑制を推進するとともに、市民・事業者への周知啓発に取り組み、環境保全へのさらなる理解促進を図るべきである。

また、家庭での生ごみの堆肥化の推進や、コロナ禍の影響による家庭菜園ブームを活用した資源の循環利用に関する講習会の開催などにより、生ごみの資源化が重要であるとの市民意識醸成を図るべきである。

ウ 生物多様性の保全

護岸や川床にコンクリート工事を行うなどの河川改修は、市民の安心・安全のため必要な取組であるが、貴重な水生生物の環境に影響を与えることから、近自然工法の視点を取り入れ、動植物の保存にも配慮した改修を目指していくべきである。

また、自然保護の指標となる動植物の保存に力を入れていくことも生物多様性の保全において重要である。

5 安心・協働・共生分野について

(1) 危機への備え・対応力を高める

市民が自助・共助の意識を持って防災対策に取り組むとともに、災害による被害を軽減する都市基盤を整備し、有事の際には、関係機関の連携によって迅速に応急対策を行うことが重要である。

第6次総合計画基本計画の改定に当たっては、「危機に対する体制・都市基盤の強化」や「総合的な治水・雨水対策の推進」「消防・救急体制の充実」に

ついて十分に考慮し、以下に記載の取組を着実に実行・推進していくべきである。

ア 危機に対する体制・都市基盤の強化

防災・減災対策については、消防団の強化、防災訓練における互助の大切さの啓発、マイタイムラインの周知徹底、市民生活における防災、避難行動等への積極的なA I・I o Tの活用の具現化や、防災士の育成と地区への配置を積極的に進めることなどを、市民まちづくり部や消防局と連携して、取り組んでいくことが必要である。

また、防災・減災対策の強化に当たっては、災害時に効果が発揮できるよう、地域における防災物品の使用方法に係る講習会の実施や、防災訓練を繰り返す中で、使い勝手や必要性の観点から防災物品を分類・検証し改善を図るなど、地域防災体制の強化を図るべきである。なお、段ボールベッドなどについては、災害時協定を結び、対応しているところであるが、不足する物品等についても着実に補充できるよう、必要に応じて、締結事業者を拡大していく方向性が望ましいと考える。

防災出前講座においては、参加者が毎年減少し、市民の防災意識が低下傾向にあると考えられ、また、水道基幹管路の耐震適合率については、目標値の根拠が分かりにくい。このようなことから、想定される最大規模の震災時に断水被害に遭う人数の割合を指標に設定し、市民に周知することで、市民の防災意識への関心が高まり、ひいては防災出前講座の参加者数の増加につながると考えられる。

また、災害時における様々な課題を浮き彫りにするためには、防災訓練を実際に行うことが重要であり、その際、ハザードマップ等を意識した、小さい単位での訓練を行うことが、被害の軽減につながると考えられる。ハザードマップに指定されている地域においては、行政が出向き、危険地域に指定されていることを認識させることで、危機意識が醸成されると考えられる。なお、避難訓練等の実施に当たっては、市の職員だけで行うのではなく、台風第19号などの災害を経験し、防災意識を持つ地域人材を交えて実施するなど、さらなる充実強化を図る必要がある。

イ 総合的な治水・雨水対策の推進

治水・雨水対策については、頻発化・激甚化する浸水被害を防止するため、ハザードマップを踏まえた建築基準や建築制限などをNCC等の都市計画に反映させるなど、防災計画を具体的に明示し、推進すべきである。また、既に消防局においてはドローンを導入しており、その他の部署においても、引き続き、AIやIoTなどの積極的な活用を検討し、危機管理対策を充実させることが必要である。

第6次総合計画の施策指標である「公共施設の雨水貯留施設の設置容量」では、豪雨災害解消の全体像や実態が把握できないため、田んぼダムや一般家庭の雨水貯留施設などを含めた市全体の貯水量を把握した上で、施策指標にし、具体的な目標値を設定する必要がある。あわせて、目標値に対する評価については、引き続き、年次ごとの到達度を示すなど分かりやすい工夫をより一層凝らしていくことが必要である。なお、雨水貯留施設については、全ての公共施設への設置を目指し、計画を策定する必要がある。

ウ 消防・救急体制の充実

日々激化する災害に対応できるよう消防・救急機器等の整備に取り組み、消防・救急体制のさらなる充実を図っていく必要がある。あわせて、地域防災力の確保や共助による防災対策の強化といった観点から、消防団の充実強化も必要となるが、基本施策に対する評価や基本計画の基本事業にも具体的な取組の記載がないため、学校や地域の中で消防団活動の重要性について理解促進を図るなど、より具体的で実効性のある取組を位置づける必要がある。

(2) 日常生活の安心感を高める

安全で安心した生活を送ることができるよう、地域・事業者・行政が協働して、日常生活を取り巻く様々な不安や問題を解消する活動に取り組むことが必要である。

第6次総合計画基本計画の改定に当たっては、「防犯対策の充実」や「交通

安全対策の充実」「消費生活の向上」「生活衛生環境の向上」について十分に考慮し、以下に記載の取組を着実に実行・推進していくべきである。

ア 防犯対策の充実

防犯意識の高揚や防犯力の向上については、刑法犯認知件数が着実に減少していることから、環境は整いつつあると言えるが、防犯講習受講者数は大きく減少していることから、防犯講習受講者数は施策指標として不十分であり、指標の再検討が必要である。また、性犯罪などにおいて、再犯の割合が高い傾向にあることから、SNSに起因する犯罪対策や、特殊詐欺対策、犯罪に応じたカウンセリングを強化するなど、再犯防止対策に取り組むことが必要である。

地域における防犯環境の整備の推進に当たっては、防犯灯や防犯カメラの設置により、市民の目の死角を減少させ、防犯対策を充実させることが重要であるため、自治会などに対する防犯カメラの設置・管理・維持の補助率を上げるなど、普及促進を図るほか、PTAや公園愛護会など各種団体に委託先を広げることも必要である。なお、その際、防犯カメラの設置・運用についてはプライバシーに配慮することを、引き続き、周知していく必要がある。また、防犯灯においては、夜間に点灯することで近隣の農作物等の生育への影響が懸念されることから、防犯と農業振興の両立について考慮する必要がある。

イ 交通安全対策の充実

本県においては、通学時における中高生が自転車事故のうち第1当事者となる割合が高く、また、交通事故全体に占める自転車事故の割合も増加傾向である。さらに、高齢者の事故割合も増加傾向にあるため、自転車利用者及び高齢者の交通安全対策を強化していく必要がある。その際、基本事業には、交通弱者や公共交通を優先する考え方を打ち出し、交通安全の視点を踏まえた公共交通事業を推進すべきである。また、自転車保険については、加入が義務化されたため、今後は、学校と連携して中高生等に対する自転車保険への加入の啓発活動を行っていく必要がある。

高齢者による自動車事故については、運転操作ミスによる交通事故が多発していることや、国のサポカー補助金が令和3年に終了したことなどを踏まえ、高齢者の交通事故防止に向けた施策を強化することが必要である。今後は、運転者自らの運転技能の特性把握や、サポカーの普及促進につながるよう、サポカーの実車体験の機会を増やすなど、交通安全教室を充実させることに加え、運転技能が低下した運転者に対する運転免許証の返納促進やサポカー購入時における市独自の支援策を講じるなど、施策の充実強化に取り組むべきである。

ウ 消費生活の向上

消費者教育・啓発の推進については、成人年齢の引下げによる消費者トラブルの未然防止に向けた取組の強化・重点化を図るべきである。

また、特殊詐欺対策の推進については、ネットを悪用した詐欺や高齢者に対する詐欺などの特殊詐欺が、より巧妙化し、大きな社会問題になっているため、地域や警察、事業者等との連携を強化し、特殊詐欺撃退機器の普及啓発や効果の周知などを進めるとともに、さらなる施策を具体化することが必要である。

さらに、消費生活相談体制の充実・強化については、複雑・多様化する消費者相談に適切かつ迅速に対応できるよう、より一層の相談体制の強化や相談員の専門性、技術力の向上を図るため、安定した雇用環境を構築する必要がある。

エ 生活衛生環境の向上

生活衛生環境の向上については、前期計画策定時点にはない、新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴う新しい生活様式の確立が求められている。対面による感染を防ぎながらも、適切なコミュニケーションが取れるよう、適正な会場収容数・座席間隔・ディスタンスやコミュニケーションの取り方など、新たな会場使用ルールの確立と併せて、熱交換型換気扇や二酸化炭素濃度測定器等のICTを活用することにより、協働・共生に資する充実した地域活動の推進を支援する必要がある。

動物愛護の継続的な取組の推進については、犬猫の殺処分数がゼロになるよう、動物愛護への理解促進や適正飼育・譲渡の取組について、より一層強化するべきである。

(3) 市民が主役のまちづくりを推進する

市民が主役となってまちづくりができるよう市民や地域活動団体、NPOなど多様な主体が連携し、まちづくり活動や市政への参画に積極的に取り組むことが重要である。

第6次総合計画基本計画の改定に当たっては、「協働によるまちづくりの推進」や「地域主体のまちづくりの促進」「市民の市政への参画促進」について十分に考慮し、以下に記載の取組を着実に実行・推進していくべきである。

ア 協働によるまちづくりの推進

地域においては、各種団体の役員等、中核的人材の高齢化や自治会加入率の低迷などの課題があり、一方行政側では、本市全域へのきめ細かなまちづくり支援に限界があるため、地域と行政の双方をつなげ、連携を強化する仕組みの構築が必要である。今後については、子ども食堂に代表されるような公共的事業を担うNPO等とのさらなる協働の推進や、経験豊かな再任用職員の地域行政機関への重点配置などに取り組む必要がある。

イ 地域主体のまちづくりの促進

現在、超高齢社会の中で地域リーダーの成り手不足や1年交代による事業の継続性などが課題となっているため、市民協働のまちづくり活性化に向けて、まちづくり活動に参加したい人の割合が最も高い20代や、子どもの義務教育が終了した若年世帯などをはじめとした幅広い年齢層を、まちづくりや地域づくり活動に参加させる仕組みや環境整備が必要である。今後については、自治会の意義の啓発強化や、効率化や負担の軽減に向けたICTの活用と会費・活動のサポート、高齢化による退会者対策などの自治会活動への具体的な支援策を検討するべきである。

ウ 市民の市政への参画促進

市政運営においては、市民からの広聴事業は大変重要であるが、各地域で、参加者の固定化や内容の形式化・形骸化が懸念されているため、様々な広聴手法を駆使し、地域別広聴事業の在り方を見直した上で、幅広い年齢層の参加促進やフリートークの場を増やすなど、真に市民の意見が広聴できる仕組みを検討する必要がある。その際、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、今後は対面形式の会合以外に市政に対する要望や市民生活における困り事等を発信する手法の確立が必要となるため、感染拡大を防ぎながらも適切なコミュニケーションが取れるよう広聴方法を工夫していく必要がある。

(4) 相互理解の促進による共生社会を形成する

家庭、地域、学校、事業者、行政等の十分な連携の下で、安心して暮らすことができるよう市民の誰もが思いやりの心を持ち、差別や意見を持つことなく互いに理解し合うことが必要である。

第6次総合計画基本計画の改定に当たっては、「かけがえのない個人の尊重」や「男女共同参画の推進」について十分に考慮し、以下に記載の取組を着実に実行・推進していくべきである。

ア かけがえのない個人の尊重

新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別、インターネット上での誹謗中傷やいじめなどのほか、コロナ禍における配偶者等からの暴力や子どもへの虐待機会の増加などが大きな社会問題となっている。今後については、人権意識の向上に向けて、様々な媒体を活用した周知啓発や学校での人権教育・ネットリテラシー教育の充実強化とともに、性暴力やDV・児童虐待などの気づきにつながる地域との連携、関係機関における相談支援などの強化が必要である。

イ 男女共同参画の推進

男女共同参画意識の醸成については、SDGsのジェンダー平等の視点

と、現状の乖離を埋めることが必要であり、周知啓発はもとより、男女の賃金格差の是正や、LGBTQの方が家庭を持つ際の不利益や不平等をなくすための方策を検討する必要がある。

また、地域・社会における男女共同参画の推進については、本市の人口比率において、若年女性の割合が低下傾向にあることに加え、魅力的な雇用の場がないことや地元の価値観になじめないといった理由から、首都圏に流出後、本市に戻ってこないということが多いため、女性にとって魅力的な雇用機会の創出とともに、地域住民の固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス等の解消に取り組む必要がある。

6 都市空間・交通分野について

(1) 暮らしやすく魅力のある都市空間を形成する

市内の各地域において、その特性に応じた個性や魅力、都市機能を備え、暮らしやすい都市空間を形成することが重要である。

第6次総合計画基本計画の改定に当たっては、「地域特性に応じた土地利用の推進」や「地域特性を生かした魅力ある拠点の形成」「空き家・空き地対策の推進」「都市景観の保全・創出」について十分に考慮し、以下に記載の取組を着実に実行・推進していくべきである。

ア 地域特性に応じた土地利用の推進

基本施策指標の市内人口に占める拠点内の人口割合は、目標値に対して低下しており、また、地域によって誘導施設の立地状況に偏りがあることから、都市拠点や地域拠点における地籍調査の優先実施等の環境整備や地区計画制度の積極的誘導のための支援強化を進める必要がある。特に、市内東部や南部に比べ、人口減少率が高く、拠点形成が相対的に遅れている北西部を重点的に推進するべきである。

また、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた脱炭素型のまちづくりを推進するためには、ZEHやZEB、あるいはソーラーパネルなどの脱炭素に寄与する住宅や建築物を地区計画の建築要件にすることは有効で

あると考えられることから、カーボンニュートラルを踏まえた都市計画を策定すべきであり、エネルギーレジリエンスの観点からも積極的に推進すべきである。また、断熱性能を強化した公共施設を含む全ての建築物を集積した高断熱エリアや本市の再エネ電力の安定供給を可能とした民間のオフィス街を創設するなど、政策的な誘導と併せ、再エネ電力確保によって継続的に成長可能な産業の育成など、再エネ電力のさらなる活用拡大と地域特性に合わせたまちづくりが求められる。

イ 地域特性を生かした魅力ある拠点の形成

J R宇都宮駅西口の整備に当たっては、風格ある駅前広場の整備、L R Tの東西連結の空間確保、バスや自家用車の交通動線の確保などの観点から、J R宇都宮駅と川向銀座通りと奥州街道間のエリア全体を再開発事業として位置づけ、機能的な空間づくりに移行していく必要がある。

また、(仮称)大谷スマートインターチェンジ周辺には、とちぎ健康の森、関東自動車株式会社駒生営業所や観光地大谷など、健康、交通、観光や地域の拠点があり、J R宇都宮駅から駒生営業所の区間はバスの大動脈となっているため、「地域特性を生かした魅力ある拠点の形成」の施策体系に、(仮称)大谷スマートインターチェンジ周辺地区を位置づけるべきである。

ウ 空き家・空き地対策の推進

中心部などの古い住宅地における都市のスポンジ化を解消する必要がある。空き家が複数生じた場合には、一定規模の面整備とともに、さらなる空き家の活用促進策を検討するなど、都市拠点内の人口増加と活性化に向けて、ハードとソフトの両面から対策を講じる必要がある。

また、現状、独り暮らしの高齢者の増加とともに、空き家の総件数も増加傾向にあり、空き家の発生抑制や有効活用、地域住民が不安を感じる管理不全な空き家の除却促進などが、引き続き求められていることから、所有者への指導や各種制度の周知啓発などについて地域や民間とのさらなる連携強化を図り、取組を強化する必要がある。あわせて、空き家の有効活用についての具体的なルール策定や、活用アイデアの市民意見の聴取な

どの取組を、空き家が増加している現状を踏まえたスピード感を持って推進し、空き家対策を充実させていく必要がある。

エ 都市景観の保全・創出

ネットワーク型コンパクトシティの拠点形成と併せた景観整備は重要であり、都市拠点をはじめとした各拠点への景観・緑化の整備の考え方を整理すべきである。

(2) 快適な住環境と自然豊かな都市環境を創出する

市民が水と緑に囲まれた良好な居住環境の中で快適に暮らすことが重要である。

第6次総合計画基本計画の改定に当たっては、「安心して快適な住まいづくりの促進」や「水と緑の保全・創出」について十分に考慮し、以下に記載の取組を着実に実行・推進していくべきである。

ア 安心して快適な住まいづくりの促進

今後も単身高齢者の増加が見込まれることから、住宅確保要配慮者が安心して住宅を確保できるような配慮に努めるとともに、市営住宅の適正配置など、セーフティネット機能のさらなる充実に取り組む必要がある。

イ 水と緑の保全・創出

郊外の開発が進み、平地林が減少傾向であることから、市域全体の緑被率等の評価・検証が必要であり、また市街化区域における公園整備や緑地の確保について、数値目標を設けて推進することが重要である。

(3) 誰もが快適に移動できる総合的な交通ネットワークを構築する

鉄道やLRT、バス、地域内交通、自動車、自転車、徒歩などのあらゆる交通手段を効果的に連携し、誰もが安全・快適に利用できる交通環境を整備することが重要である。

第6次総合計画基本計画の改定に当たっては、「公共交通ネットワークの充

実」や「道路ネットワークの充実」「自転車利用環境の充実」について十分に考慮し、以下に記載の取組を着実に実行・推進していくべきである。

ア 公共交通ネットワークの充実

総合的な公共交通ネットワークの充実については、公共交通機関や自動車、自転車などとの効果的な連携についての基本的な考え方や指針、計画について、その概略を総合計画基本計画に記載するべきである。なお、施策指標については、階層性のある公共交通機関を構築する観点から、バスの走行距離ではなく、1人の乗客が公共交通を利用した距離などを採用すべきである。また、LRTやバス等の公共交通機関の優先通行の確保や交通安全対策を推進する必要があるため、人・自転車・公共交通機関が自動車より優先されることや交通安全の視点を踏まえた公共交通の利用促進策に取り組んでいく必要がある。加えて、都市部における交通渋滞の緩和に向けて、都市部へ流入する交通と通過する交通の切り分けによる交通量の調整や、公共交通との共存、歩いて楽しい空間づくりとの連携などの観点から、都市部における自動車交通の在り方についても検討する必要がある。

高齢化や脱炭素への対応が求められる中、誰もが安心して快適に移動できる公共交通ネットワークの構築に向けて、日常生活における多様な公共交通の充実と連携強化を図る必要がある。具体的には、東武宇都宮駅とLRT・バスとの連携強化や新駅の設置、LRTの既存鉄道への乗り入れなど、ネットワーク的な観点から鉄道の活用やバス・地域内交通等との連携について強化していく必要がある。

本市においては、公共交通機関の乗り継ぎ割引制度が開始され、公共交通機関の利用環境が整備されつつあるが、市民が公共交通機関の乗り継ぎに慣れていないことから、乗り継ぎ拠点のバリアフリー化などの乗り継ぎ環境の整備やスマートフォンなどの携帯端末を活用した乗り継ぎ情報の提供、MaaSの導入などのICTを活用した乗り継ぎを促進する取組を、具体的な目標を明示しながら確実に進め、市民に乗り継ぎの文化を定着させていく必要がある。

JR宇都宮駅西側へのLRT延伸については、計画の決定に遅れが生じ

ていることで、バス路線再編の検討とともに、駅西口周辺の再開発や中心市街地の活性化に向けた検討への影響が懸念されている。計画の決定には、より慎重かつ丁寧な検討が必要であることから、具体化に向けたスケジュールや検討状況などを市民に示すべきである。あわせて、LRT導入やバス路線の再編、地域内交通の拡充に当たっては、地域のコミュニティーを分断することのないよう関係する地域住民を交えながら、交通環境の充実に取り組むべきである。また、今後については、市街化区域において、デマンド型タクシー等の高齢化に対応した公共交通を導入するとともに、国が検討を進めている電動キックボードや自動運転技術などの新たな移動手段や先端技術の導入による交通手段の多様化に向けた施策も検討する必要がある。

イ 道路ネットワークの充実

道路ネットワークの充実については、局所的、時間的な交通渋滞の緩和・解消に向けた中心市街地への自動車流入を極力抑止する視点や、周辺拠点地域との有機的な連結等の視点を含めた、道路整備の基本的な考え方や指針について記載すべきである。

また、宇都宮北道路から都心部への直接的なアクセス強化は大きな課題であるため、小幡・清住土地区画整理事業を契機として、日光街道から都市計画道路宇都宮日光線を活用したアクセス強化を図る必要がある。

ウ 自転車利用環境の充実

自転車の利用環境の充実については、自転車の利活用の促進がより明確になるよう、施策指標に駐輪場の整備率やレンタサイクルの導入数などを盛り込むべきである。

また、自転車の利用環境が充実しないまま自転車走行空間の延長のみが行われていると考えられるため、歩道、自転車道を原則としてバリアフリー化することに加え、歩行者と自転車走行空間を分離し、接触しない環境にするなど、自転車走行空間の整備延長と同時に安全走行できる構造を確保することが必要である。その際、荷さばき専用の駐車スペースを確保す

るなど、自動車が自転車走行空間を妨げることなく路肩駐車できる空間を確保することなどにより、自転車の安全で快適な走行空間を確保することが大切である。

さらに、自転車が関連する交通事故発生件数については、年々増加しており、自転車利用者に対する交通ルールの遵守やマナーの向上を図るための周知啓発が喫緊の課題である。特に、中学生や高校生の事故が多いため、学校周辺から走行空間の整備を進めるなど、計画全体の検証や見直しを行うことに加え、警察や学校関係者による街頭指導の強化や、宇都宮ブリッツェンなどのプロスポーツチームやBMXなどの有名選手による講習会の開催など、オンラインによる実施も含め、効果的な方策を検討すべきである。

(4) 質の高い上下水道サービスを提供する

安全・安心な水道水の供給と下水の適正処理を安定的に実施するとともに、水道施設等の整備や維持管理を適切に行うことが重要である。

第6次総合計画基本計画の改定に当たっては、「安定した上下水道事業の推進」について十分に考慮し、以下に記載の取組を着実に実行・推進していくべきである。

ア 安定した上下水道事業の推進

安定した上下水道事業の推進については、安心・安全な水源を守るため、河川のパトロールや水質調査の徹底に、より一層取り組む必要がある。

また、老朽化した上下水道管の更新に当たっては、上下水道料金への影響が懸念されることから、老朽管の更新計画の明確化と進捗率を指標に設定することが必要である。なお、老朽管の更新時には、路面下の3Dマップ等のデジタル技術を利用して老朽管等地下埋設物の現状を把握するなど、各種埋設物の工事との連携を図り、効率的な更新を可能とする体制が求められる。

7 総務分野について

(1) 強固な行政経営基盤を確立する

第6次総合計画基本計画の改定に当たっては、「効果的で効率的な行政経営システムの確立」や「地区行政の推進」「行政の組織力の向上」「財政基盤の確立」「情報化の推進」について十分に考慮し、以下に記載の取組を着実に実行・推進していくべきである。

ア 効果的で効率的な行政経営システムの確立

多様な市民意見が反映される行政経営が社会的に求められており、本市においても、各種審議会等の委員に女性や若年層、高齢者をバランスよく登用することや、重複応募の制限、任期の見直しなどを積極的に行うとともに、パブリックコメント制度において、意見の収集強化策や偏重意見の防止策などを講じ市政全般に多様な意見が反映されるよう工夫するべきである。

イ 地区行政の推進

福祉やまちづくりなど様々な分野において、地域の役割は大変重要であり、今後、地域との連携・協働がますます求められることから、各地区市民センターに地域の実情に精通した人材を配置するなど、地区市民センターの体制強化を図り、ひいては地域力の向上にもつなげていく必要がある。

また、地域づくりの一翼を担う社会福祉協議会との連携も重要であり、市と社会福祉協議会との人事交流の実施など連携強化に資する取組を充実させるべきである。

ウ 行政の組織力の向上

市民が個々に抱える問題やニーズは多様化しており、的確に対応できるよう、職員の資質の向上や人材育成に積極的に取り組むとともに、地域共生社会の創出など様々な取組を推進していくためには、課題に応じた組織的な対応力の強化が必要であることから、社会情勢の変化に柔軟に対応が

できる機構改革を行うべきである。

また、昨今の感染症対応により保健所の役割の重要性が見直され、保健所の慢性的負担の軽減や機能の増強が必要となっていることから、市民の保健、衛生等を総合的に確保するためにも、保健所の機能強化や必要な人材の確保、医師などの専門職の増強などを検討し、将来的な需要の増加も踏まえた体制の整備を行うべきである。

エ 財政基盤の確立

社会保障関連経費の増加や公共施設等の老朽化への対応など、将来に向けて財政需要の増加が見込まれる中、持続可能な行政経営を推進するため、歳入の積極的な確保や歳出の抑制に継続して取り組むとともに、基金の涵養に努め、強固な行政経営基盤を確保するべきである。

オ 情報化の推進

行政水準比較調査における本市の行政手続のオンライン化の数値は低く、また、本庁舎のICT化についても推進する余地があるため、国の補助制度を積極的に活用し、DXやオンライン化のさらなる推進を図り、自治体事務の効率化を図るべきである。

8 計画全般に関することについて

第6次総合計画基本計画の指標については、成果の側面から施策効果を的確に捉えられるものであることが重要であることから、成果指標に重点を置いた見直しを全般的に行い、見直しが必要な指標については、外部の専門家や有識者、市民との議論を十分に行い、課題の本質を捉えた内容となるよう十分考慮し再設定する必要がある。

Ⅲ む す び

人口減少・人口構造の変化をはじめ、Society5.0やデジタル・トランスフォーメーション等のICTを取り巻く環境の変化、SDGsの達成に向けた脱炭素社会構築の要請などの社会潮流のほか、新型コロナウイルス感染症の影響や自然災害の頻発・激甚化など、本市を取り巻く環境は大きく変化し、市民が抱える課題やニーズも複雑化・多様化が進んでいる。

社会全体がかつてないほどの大きな変化を迎えている中での今回の第6次宇都宮市総合計画基本計画の改定であるが、社会潮流の変化等を的確に捉えることや時代の変化に柔軟に対応することはもちろん、市民のまちづくりに関する幅広い意見や要望を反映することがこれまでも増して重要になるものと考えられる。

また、市民が望むまちを実現するためには、計画で示す様々な施策の方向性が、市民満足度の向上に直結することが必要であり、市民と行政の間で、目指すべき都市の姿が共有でき、その達成状況を適切に評価できるような計画でなければならない。

今後、行政においては、宇都宮市総合計画市民懇談会での意見等を踏まえながら、後期5年の基本計画を改定していくことになるが、二元代表制の一翼を担う議事機関として、また、市民の代表として真摯に取りまとめた本委員会の提言も十分に踏まえ、計画の改定に当たることを強く要望するものである。